

**第2次古河市総合計画策定方針  
(第Ⅰ期基本計画)**

古河市

平成26年5月

## 目 次

1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画策定にあたっての考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（1）計画策定の考え方	
	（2）社会状況の把握	
	（3）計画策定の視点	
	（4）今後の展開	
3	計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（1）計画の全体構成	
	（2）計画の期間	
4	策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	（1）審議会の設置・運営	
	（2）市民参画	
	（3）庁内推進体制	
	（4）情報公開	
5	策定スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

## 第2次古河市総合計画策定方針

この方針は、第2次古河市総合計画を策定するための、基本的な事項を定めるものとする。

### 1 計画策定の趣旨

古河市は、平成19年に平成28年までを計画期間とする第1次総合計画を策定し、未曾有の東日本大震災やリーマンショックの発生にも柔軟に対応しつつ、北関東の中核的都市として自主的・自律的な発展をすべく様々な取り組みを行ってきた。

このような事案に対応すると同時に、災害に対する危機管理意識や雇用機会への意識の高まりなど、市民の価値観は多様化している。

さらに、地方分権改革の進展により地方の自由度と責任は拡大し、高度経済成長期に整備した公共施設等の老朽化、超高齢化社会の到来等、今後のまちづくりを推進するうえでの課題も多岐に渡っている。

以上のような課題に対応するためには、市財源の確保が必要であるが、全国的な人口減少や少子高齢化の一層の進行による地方税収の減、別枠加算の廃止や合併算定替えによる地方交付税の減など、一般財源の確保はますます厳しい状況になると考えられる。

そのような地方自治体を取り巻く状況を踏まえたうえで、時代潮流を的確に捉え長期的なビジョンである基本構想を掲げ、その実現に向けて限られた経営資源（人、モノ、財源）を有効に活用するためには、計画的にまちづくりを進めることが、今まで以上に求められている。

このような認識のもと、社会構造の変化に対応した「持続可能な都市」を目指すため、より実効性を高めた計画行政（内部マネジメント）における中心的な役割を担う計画を策定する必要がある。

本計画は、新市建設計画が改定されたことにより合併による優遇措置を活用できる期限が延長されたことを踏まえ、今後のまちづくりの基本方針となる第2次総合計画を1年前倒しで策定する。

### 2 計画策定にあたっての考え方

健全な財政を確保しながら行政経営を行うことを踏まえ、背景となる計画策定の考え方、社会状況の把握、計画策定の視点を次のとおりとし策定を進める。

#### (1) 計画策定の考え方

第1次総合計画のフォローアップを行い、古河市の未来を見据えた都市づくりを効果的・効率的に行うため、ソフト面としてどのようなサービスを設け、展開していくことが必要か、ハード面としてどのような整備をすることが必要かを検討しながら計画策定を進めていく。

## (2) 社会状況の把握

古河市を取り巻く社会状況の現状を的確に捉え、将来予測に基づく計画策定を進めていく。なお、市においては下記の課題に対する検討が必要と考えている。

- ア. 人口減少・極点社会の到来、定住人口の確保
- イ. 少子化対策、子育て支援
- ウ. 教育環境の変化、学校教育の充実
- エ. 超高齢化社会の到来、扶助費の抑制
- オ. 環境保全への対応、ごみの削減や資源リサイクル
- カ. 住民ニーズの多様化、市民生活の安心安全対策
- キ. 不安定な経済動向、地域経済の安定性及び雇用の確保
- ク. 公共施設等の老朽化、市資産の適正な管理
- ケ. 東京圏への人口集中、広域連携による地域核の創出
- コ. 市経営資源の減少、職員・施設・財源の確保と適正化。 等

## (3) 計画策定の視点

### ア. 市民参画の的確かつ効率的な推進

市民からの意見収集にあたっては、これまでの手法を踏襲するのではなく、新たな手法で的確かつ効率的に行うとともに、特に将来の古河市を担う世代からも意見を取り入れる。

### イ. 古河市にふさわしい独自性の高い施策の設定

古河市の独自性を発揮でき、市民が安心して暮らせる施策を設定する。

### ウ. 指標の設定

数量を用いた指標を設定することにより、評価や施策判断がしやすいものとする。

### エ. 健全財政の確保

次世代の古河市を支える未来への投資と健全な財政を両立するため、長期的な財政シミュレーションを行う。

オ. わかりやすく親しみやすい計画の作成

わかりやすく、親しみやすい計画とする。また、策定した計画を広く周知する。

カ. 計画行政の確立

計画から予算、評価の一体となったPDCA マネジメントサイクルをより実効的なものとするため、予算編成や事業評価に連動することを見据えた計画とする。

#### (4) 今後の展開

ア. 行財政マネジメントの再構築

平成 27 年度から行財政マネジメント（内部マネジメント）の再構築をおこなって行く予定。さらに、施策を戦略的に推進することについては、実施計画策定方針（仮称：戦略方針）にて毎年度決定・更新していく仕組みを導入し、実施計画にメリハリを付けて策定する予定。

イ. 総合計画概要版について

いわゆる総合計画の概要版は作成せず、市が戦略的に推進する施策をメインに記載したシティプロモーション版を平成 28 年度に作成する予定。

### 3 計画の概要

#### (1) 計画の全体構成

計画の構成は、基本構想・基本計画・実施計画で構成する。

#### (2) 計画の期間

ア. 基本構想 計画期間 20 年（平成 28 年度～47 年度）  
市が目指すべき将来像及びこれを達成するための施策の大綱

イ. 基本計画 計画期間  
Ⅰ期計画 4 年（平成 28 年度～平成 31 年度）  
Ⅱ期計画 4 年（平成 32 年度～平成 35 年度）  
Ⅲ期計画 4 年（平成 36 年度～平成 39 年度）  
Ⅳ期計画 4 年（平成 40 年度～平成 43 年度）

V期計画 4年（平成44年度～平成47年度）

基本構想に基づいた分野別の施策

ウ. 実施計画 計画期間3年程度

（毎年向こう3年間程度の計画を定める。ローリング方式により、見直し、更新する）

#### 4 策定体制

##### （1）審議会の設置・運営

古河市総合計画審議会条例及び古河市総合計画審議会規則に基づき、審議会を設置し、専門的な見地から計画について審議する。

##### （2）市民参画

ア. 市民討議会等の設置・運営

無作為抽出での募集又は公募等による市民で構成する市民会議を設置し、市民の目線からの意見を収集する。特に若い世代の意見を伺う機会を設ける。

イ. 市民アンケート

市民3,000人を対象に、まちづくりに関する日頃の考えや提案のアンケートを行う。

ウ. パブリックコメントの聴取

広範な市民の意見を収集するために、計画の素案を広報・ホームページなどで公表する。

##### （3）庁内推進体制

ア. 総合計画策定委員会の設置

委員会は副市長を委員長とし、市長を除く庁議構成員で構成し、総合計画の策定に関することについて審議する。

イ. 分科会の設置

策定委員会内に作業部門として設置し、資料の収集、調査、分析、総合計画案の策定等を所掌する。

ウ. 事務局

事務局は、企画部企画課とする。

#### (4) 情報公開

広報での特集や、ホームページで迅速かつ正確に情報を公開し、市民と行政との情報共有に努める。

### 5 策定スケジュール

平成28年3月までに第2次総合計画策定を目指す。